

児童育成手当（市制度）の改定について

1. 児童育成手当制度の概要

【目的】

児童育成手当（育成手当・障害手当）を支給することにより、児童の福祉増進を図ることを目的とする。（羽村市児童育成手当条例第1条）

【現状】

児童育成手当は、ひとり親家庭などの児童を養育している方に支給している「育成手当」と、障害を持っている児童を養育している方に支給している「障害手当」の2種類があり、どちらも都の制度のもと所得制限を設け支給している。

なお、「育成手当」と「障害手当」は支給要件が違うため、両方の要件を満たしていれば、両方とも支給している。

市では、都制度の「障害手当」の対象から外れてしまう、都制度認定より軽度な障害を持っている方や、都の所得制限を超している方に対して市の制度として独自に障害認定基準や所得制限を設け支給している。

なお、都制度のひとり親家庭などへの「育成手当」の所得制限を超している方への市独自の所得制限は設けていない。

【種類（内容）】

(1) 育成手当（都制度）

支給要件	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある母子家庭または父子家庭及びそれに類する世帯の児童を養育している者
所得制限	360.4万円（扶養0人） ※以後扶養1人につき38万円加算
支給額	該当児童1人につき月額13,500円
対象者数	906人（重複者10人含む）

(2) 障害手当（都制度）

支給要件	18歳未満で心身に障害あり、その程度が次のいずれかに該当する者を養育している者 ・知的障害で「愛の手帳」1・2・3度程度 ・身体障害で「身体障害者手帳」1・2級程度 ・脳性マヒ又は進行性筋委縮症
所得制限	360.4万円（扶養0人） ※以後扶養1人につき38万円加算
支給額	該当児童1人につき月額15,500円
対象者数	56人（重複者10人含む）

(3) 障害手当（市制度：都制度所得超過者）

支給要件	18歳未満で心身に障害あり、その程度が次のいずれかに該当する者を養育していて、障害手当（都制度）を受けていない者 ・知的障害で「愛の手帳」1・2・3度程度 ・身体障害で「身体障害者手帳」1・2級程度 ・脳性マヒ又は進行性筋委縮症
所得制限	473.5万円（扶養0人）、516.8万円（扶養1人） ※以後扶養1人につき43.5万円加算
支給額	該当児童1人につき月額13,500円
対象者数	10人

(4) 障害手当（市制度：都制度より軽障害者）

支給要件	18歳未満で心身に障害あり、その程度が次のいずれかに該当する者を養育していて、障害手当（都制度）を受けていない者 ・知的障害で「愛の手帳」4度程度 ・身体障害で「身体障害者手帳」3・4級程度 ・特別児童扶養手当1・2級
所得制限	473.5万円（扶養0人）、516.8万円（扶養1人） ※以後扶養1人につき43.5万円加算
支給額	該当児童1人につき月額12,500円
対象者数	83人

2. 児童育成手当制度の改定内容

【方向性】

これまで、東京度の助成制度において、所得制限により給付を受けられない対象者に対して、市の独自施策で給付を行ってきたが、令和4年6月から児童手当制度の特例給付において所得超過者のさらなる制限が設けられることから、本児童育成手当の障害手当についても、同様に一定の所得制限の見直しをするべきとの見解から、令和5年6月から制度改正を実施する。

なお、今後議会において条例改正の提案及び市民への周知など経て令和5年の施行に備える。

【改定内容】

児童育成手当（育成手当・障害手当）の所得制限を東京都の基準に合わせ、都制度では所得超過しているが市制度では所得制限内の方に支給している「障害手当（市制度：都制度所得超過者）」を廃止するとともに、都制度での障害認定より軽障害者の方に支給している「障害手当（市制度：都制度より軽障害者）」の所得制限を都制度の所得制限額に合わせる。